約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を除く。以下この項及び第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この項において「第一項に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）を加え、同条第二項中「以下この条において「輸入基準数量」という。）」を「第五項及び第七項において「第二項に係る輸入基準数量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十八年度においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を控除した輸入数量（第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。第七条の六第五項中「第二項に規定する輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量（締約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第七条の六第七項中「並びに」を「（平成二十八年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに」に、「輸入数量を」を「輸入数量（平成二十八年度においては、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）を」に、「第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）」に、「輸入基準数量を超えた場合」を「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）」に改める。

第七条の七第一項中「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）」を削り、「ところにより」の下に「、国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八条の二第一項において同じ。）」を加え、同条第四項中「第十二条の二」を「第十二条の四」に改め、「により、」の下に「国及び」を加え、同条第七項中「ところにより」の下に「、国」を加え、同条中第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9　財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

10　外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

第七条の八の見出しを「（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）」に改め、同条第一項を次のように改める。

修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができると定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。）が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一　発動期間の開始の日における実行税率

二　当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の前日における実行税率

三　当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

第七条の八第二項中「生鮮等牛肉又は冷凍牛肉が発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの」を「経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品」に改め、同条第三項中「生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「修正対象物品」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　財務大臣は、その年度の初日（政令で定める修正対象物品にあつては、政令で定める日）から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間を当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

第七条の八に次の一項を加える。

5　政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用については、同項中「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の八の次に次の二条を加える。

（環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回つた場合の関税の譲許の修正）

第七条の九　譲許適用物品である関税定率法別表第〇一〇一・二九号の二の㈡に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格（環太平洋協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。）を下回るもの（第二号において「譲許修正物品」という。）に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。

一　この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率

二　環太平洋協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率

三　環太平洋協定の付録に定められた税率